

平成30年度 事業計画書

地域を取り巻く環境は、人口の減少や少子高齢化の進行とともに、地域住民の関係も希薄化するなど、地域社会の互いに協力し合い、助け合う機能が弱まっている傾向にあります。

こうした状況の中、生活困窮や社会的孤立等を背景とする経済的困窮を含めた生活課題を地域課題として捉え、生活困窮者自立支援制度の取り組みの強化や、成年後見制度への積極的な取り組みが重要になっています。

また、平成30年度には改正介護保険制度による地域共生社会実現への推進が求められるとともに、介護報酬の見直しが行われることによる運営への影響が懸念されます。

森町社会福祉協議会では「一人でも安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、引き続き行政、関係各機関と連携を図りながら、地域福祉事業の充実・向上と、新たな事業の取り組みをすすめるとともに、住民の地域福祉活動の活性化、介護事業の堅実な事業運営を推進します。

1. 法人運営事業

(1) 自主財源の確保

- ① 会員加入促進等による自主財源の確保

(2) 会議の開催

- ① 理事会 5月・11月・3月
- ② 評議員会 6月(定時評議員会)・11月・3月
- ③ 監事会 5月・10月
- ④ 社会福祉事業功労者選考委員会 12月
- ⑤ 福祉のまちづくり作文コンクール選考委員会 12月

(3) 職員定例会の開催 月1回

(4) 研修会の開催

- ① 役職員及び各種相談事業相談員等の資質向上のため研修会の開催
- ② 各種研修会への積極的な参加

2. 企画・広報・助成事業

(1) 調査・企画・広報事業

- ① 福祉ニーズの調査
- ② 地域福祉活動の推進
- ③ 広報紙「社協だより」の発行 年4回(5月・7月・10月・2月)
- ④ ホームページによる情報提供
- ⑤ その他啓蒙資料の作成配布

(2) ボランティア育成事業

- ① ボランティアの資質向上のため研修会及び講演会等の開催と育成指導
- ② ボランティア連絡会活動支援
- ③ ボランティアグループの連絡調整

(3) 福祉大会事業

- ① 町社会福祉大会の開催(平成31年1月予定)
 - 社会福祉事業功労者の顕彰並びに表彰
 - 児童、生徒の福祉のまちづくり作文コンクール入選者の表彰と朗読記念講演等
- ② 県社会福祉大会への参加(平成30年11月予定)

(4) 助成事業

- ① 福祉団体の自主的活動の推進と事業費の助成

(5) 地域福祉活動計画

行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域福祉活動計画（地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画）の見直し、策定をします。

3. 福祉活動推進事業

(1) 福祉教育推進事業

- ① 小学生、中学生、高校生に対する福祉の学習と施設での体験(福祉教育)の推進
② 児童、生徒の福祉活動に対する助成（25千円）と育成指導の実施

(2) 高齢・障害・児童福祉事業

- ① 介護機器の貸し出し（車椅子）
② ねたきりや認知症高齢者の介護者に対する「介護者のつどい」事業への協力
③ 遊園地遊具の点検と修理費の助成
町内会で管理する遊園地の遊具修理費の補助
④ ふれあい事業用品の貸し出し
町内会等の行事に綿菓子機、かき氷機、ポップコーン機、輪投げ等貸し出し

(3) 相談事業

福祉のことや家庭内での悩みごと、心配ごとなどの相談に応じます

- ① 福祉総合相談事業 月曜日～金曜日 9時～17時 社会福祉協議会事務局内
② 心配ごと相談事業 第1・3月曜日 9時～12時 保健福祉センター相談室

(4) 福祉サービス利用援助事業

① 日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が不十分で日常生活を営むのに支障がある方に、福祉サービスの利用に関する相談受付、助言や福祉サービスの提供を受けるために必要な手続き又は福祉サービスの利用に要する費用の支払いに関する便宜等支援します。

4. 成年後見支援事業（新規）

成年後見制度（判断能力の不十分な成年者（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）の権利を保護、支援する制度）における、成年後見実施機関としての体制を整備します。

5. 受託事業

(1) 高齢者緊急通報システム整備事業

ひとり暮らしのお年寄りの福祉の向上と地域での支援体制づくりのため、緊急事態に備えて緊急通報システムを整備します。（一部自己負担があります。）

(2) 児童館管理運営事業

- ① 児童に健全な遊び場を与えて、健康、情操を豊かにするとともに事故及び非行を防止し、子ども会、母親クラブ等の地域組織活動を育成します。
② 移動児童館運営事業
町内の各校区に児童館が出向き、異年齢間や世代間の交流やふれあいの中で社会性を学ぶ場を提供します。

(3) 子育て支援センター運営事業

- ① 育児等の相談指導や子育てサークル等への支援を行い、地域の子育て家庭に対する育児支援をします。
② 移動子育て支援事業
地域の公民館等に出向き、子どもたちの遊びやふれあい、子育て相談等の支援をします。

(4) 結婚相談事業

出会い、結婚を求められている方の相談、登録から、お見合いまでのお手伝いをさせていただきます。(毎月第2日曜日)

(5) 生活困窮者自立促進支援事業(静岡県社協委託事業)

生活保護に至っていない生活困窮者に対する自立に向けた相談、就労に係わる支援及び、家計相談に係る支援を行います。

(6) 学習支援事業(静岡県委託事業)

生活困窮世帯の小中学生を対象とした学習の場を提供し、高等学校への進学への促進や、個々の能力を発揮できる状態に結びつけることにより自立の促進を図る。

(7) 生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置により、地域に不足するサービスの創出、担い手の育成、活動する場の確保など資源開発の他、関係者間の情報共有、サービス提供主体間の連携の体制づくりなどネットワークの構築を図ります。

6. 共同募金助成金事業

(1) 共同募金の助成金により、地域福祉、在宅福祉活動の推進をします。

- ① 高齢者・障害者・母子・父子の福祉推進
- ② 児童・青少年の福祉推進
- ③ 福祉育成・援助活動の推進

ミニふれあい事業(8地区)の推進と事業費(5万円)の助成援助
地域サロン事業の推進と事業費の助成援助

- ④ ボランティア育成及び活動の推進

(2) 歳末たすけあい募金の助成金により、低所得者及び在宅の要援護者の援助や、地域で開催される地域福祉事業に対し支援をします。

7. 資金貸付事業

(1) 小口福祉資金貸付事業(生活費 医療費等)

低所得世帯で生活費等に一時的に困窮する場合に、5万円を限度として無利子で貸し付けます。

(2) 生活福祉資金貸付業務(生活福祉資金・総合支援資金・緊急小口資金)

低所得世帯、身体障害者世帯及び高齢者世帯を対象に、必要な各種の資金を貸し付けます。

8. 善意銀行運営事業

社会福祉のために少しでも役立てたいという人達の善意の預託により、援護を必要とする人の支援のために活用します。

9. 介護保険事業

(1) 居宅介護支援事業

介護の必要なお年寄りなどのサービス計画の作成や事業者、施設等との連絡調整をします。

(2) 訪問介護事業

在宅のお年寄りにホームヘルパーが訪問し、入浴や日常生活の世話をします。

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号訪問事業)

要支援のお年寄りに、訪問して介護予防サービスを行います。

(4) 通所介護事業

お年寄りに、入浴や日常動作訓練など、日帰りの介護サービスをします。

(5) 介護予防・日常生活支援総合事業(第1号通所事業)

事業対象者に、介護予防自立支援のためのサービスを行います。

(通所型サービス及び緩和した基準による通所介護)

10. 居宅介護事業（障害者総合支援事業）

障害者の方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。

11. その他の事業

- (1) 県社会福祉協議会等の実施する事業への協力と連絡調整
- (2) 町行政福祉諸事業への参加協力
- (3) 民生委員児童委員協議会活動及び定例会等への参加
- (4) その他必要な事業